

2021年5月24日

各 位

会 社 名 東亜建設工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 秋山優樹  
(コード番号 1885 東証第一部・札証)  
問合せ先 管理本部総務部長 木村徹也  
(TEL 03-6757-3821)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月24日開催の取締役会において、2021年6月29日開催予定の第131回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 事業内容の拡大、多様化に対応するため、現行定款第2条の事業目的を整備するものです。
- (2) 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の選任及びその任期について、現行定款第21条に第6項並びに第7項を新設するものです。
- (3) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選定できるように現行定款第23条第2項の変更を行うとともに、これに関連して、株主総会の招集権者及び議長を定める現行定款第16条、取締役会の招集権者及び議長を定める現行定款第24条に所要の変更を行うものです。
- (4) 当社は1999年に執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離に努めております。上記(3)の変更に伴い、あらためて執行役員を選任方法及び役割等を明確にするため、執行役員に関する規定を第31条に新設し、現行定款第31条以下の条数の繰り下げを行うものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月29日
定款変更の効力発生日	2021年6月29日

以 上

現 行	変 更 案
<p>第1条 〈記載省略〉</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (4) 〈記載省略〉</p> <p>(5) <u>地域開発、都市開発並びに海洋開発に関する企画、設計、監理及び工事の請負</u></p> <p>(6) ～(17) 〈記載省略〉</p> <p>(18) <u>発電並びに電気、熱等エネルギーの供給事業及びこれらに関するコンサルティング業務</u></p> <p>(19) ～(21) 〈記載省略〉</p>	<p>第1条 〈現行どおり〉</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (4) 〈現行どおり〉</p> <p>(5) <u>地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発、エネルギー開発に関する企画、調査、設計、監理、運営、施工、及びこれらに関するコンサルティング業務</u></p> <p>(6) ～(17) 〈現行どおり〉</p> <p>(18) <u>再生可能エネルギー等による発電事業及びその管理、運営並びに電気、熱等エネルギーの供給、販売等に関する事業及びこれらに関するコンサルティング業務</u></p> <p>(19) ～(21) 〈現行どおり〉</p>
<p>第3条～第15条 〈記載省略〉</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>社長に事故あるときは</u>、取締役会の決議により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第3条～第15条 〈現行どおり〉</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長に欠員又は差支えあるときは</u>、取締役会の決議により、他の取締役が株主総会を招集し、<u>又は議長</u>となる。</p>
<p>第17条～第20条 〈記載省略〉</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (定員及び選任)</p> <p>第21条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は、10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>2～5 〈記載省略〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p>第17条～第20条 〈現行どおり〉</p> <p>第4章 取締役、<u>取締役会及び執行役員</u> (定員及び選任)</p> <p>第21条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は、10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>2～5 〈現行どおり〉</p> <p>6 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>7 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>第 22 条 (記載省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員であるものを除く) の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員であるものを除く) の中から、<u>会長及び社長各 1 名を定めることができる。</u></p>	<p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び<u>社長・会長</u>)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員であるものを除く) の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員であるものを除く) <u>又は第 31 条に定める執行役員の中から、社長 1 名を定める。</u></p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員であるものを除く) の中から、会長 1 名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会)</p> <p>第 24 条 取締役会は、業務執行を決定する。</p> <p>2 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>3 <u>会長に欠員又は事故あるときは、社長がこれに当り、社長に支障あるときは、第 16 条第 2 項の規定に準拠して他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>4 取締役会に関する規程は、取締役会の決議をもって別に定める。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 24 条 取締役会は、業務執行を決定する。</p> <p>2 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>ただし、取締役会長に欠員又は差支えあるときは取締役社長が、取締役社長にも欠員又は差支えあるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>3 取締役会に関する規程は、取締役会の決議をもって別に定める。</p>
<p>第 25 条～第 30 条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 25 条～第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>執行役員</u>)</p> <p>第 31 条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</u></p>
<p>第 31 条～第 35 条 (記載省略)</p>	<p>第 32 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(条数繰り下げ)</p>

以 上